



いのちの里京都村応援基金

第2回助成金

助成先事業 募集要項

募集期間 2018年 4月 2日（月）～5月31日（木）

17時必着



公益財団法人

京都地域創造基金

Kyoto Foundation for Positive Social Change

【「いのちの里京都村応援基金」とは】

京都の農村部における課題解決を支えます。

この基金は、「公益財団法人京都地域創造基金」と、農村と都市との協働により、地域の垣根を越えて農村再生を支えるネットワーク組織「特定非営利活動法人いのちの里京都村」が共同で設置し、運営しています。

過疎化・高齢化に向き合いながら、集落再生に向けた活動を行う京都府内の農山漁村を対象として、定住促進・所得向上・環境の保全など持続可能なむらづくり活動を支援するための基金です。

本基金では、市民や企業の皆様からお預かりした寄付金を、京都の農村部における課題解決のために取り組む市民活動団体に助成します。

【1、助成主旨】

今年度は、市民や企業からお預かりした寄付を、京都府内で市民が主体になって取り組む「農村と都市の交流を促進し、集落ビジネスにつなげる活動」に届けることで、地域の課題を解決し、持続可能で豊かな地域社会の創造・発展をめざします。

【2、助成対象団体】

下記の全ての条件を満たす団体

- (1) 京都府内に拠点がある、NPOや市民活動団体、集落におけるまちづくり組織（法人格、活動年数は不問）

※複数の団体が連携して事業を実施する場合、代表の団体が申請してください。

- (2) 広く社会に情報を公開している団体

- （特活）きょうとNPOセンターが行なう社会的認証「きょうえん認証（※1）」を取得している、または取得を予定している団体

《※1.「きょうえん認証」とは》

公益活動ポータルサイト「きょうえん」(<http://kyo-en.canpan.info>)を運営する（特活）きょうとNPOセンターによって、登録団体が社会的な信頼性をより高めていくために、責任ある情報開示に積極的に取り組んでいることを認証することです。取得については、「きょうえん」運営主体の（特活）きょうとNPOセンター（TEL: 075-744-0944）へお問い合わせください。

- (3) 事業終了後2ヶ月以内に、所定の事業報告書を提出できること

- (4) 次のような団体にあてはまらないこと

- 営利法人または営利を目的とする団体
- 政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
- 反社会的勢力・組織の統制下にある団体・個人
- その他、「京都地域創造基金助成方針」に適さない団体

【3、助成対象事業】

下記の全ての条件を満たす事業

※対象事業に該当するかどうか判断できない場合は、事前にご相談ください。

- (1) 京都府内で行われる、農村と都市の交流を促進し、集落ビジネスにつなげ、地域を活性化する一助となる活動

(例) 事業のテーマ例

- 移住定住促進事業
- 地域活性化イベントの開催
- 特産品開発等の新規事業のためのネットワークづくり
- 複数年にわたる事業を推進するためのロードマップ作成 など

- (2) 2018年7月1日から2019年6月30日までに行われる事業

- (3) 下記のいずれにも該当しない事業

- 既に完了している事業
- 営利の追求を主目的とする事業（左記に該当しなければ、利益が上がる事業は助成対象です。）
- 個人的な活動や趣味的なサークルなどの活動
- 特定の宗教活動や政治活動を支援する活動
- イベント会社や他団体などへ全てを委託する事業
- その他、「京都地域創造基金助成方針」に適さない事業

【4、助成対象経費】

- 人件費
- 消耗品費、備品購入費、原材料費
- 燃料費、光熱水費、通信運搬費
- 広告費、印刷製本費、手数料、保険料
- 講師謝金（団体の構成員が講師の場合は除く）
- 講師旅費、スタッフ旅費
- 会場などの使用料及び賃借料
- その他、必要と認められるもの

※下記のような経費は、対象外です。

- 団体の運営に係る経常的な経費や飲食費
- 土地・建物の取得及び補償費
- 団体の構成員等に対する講師謝金、イベント等の一般参加者の旅費

【5、助成金額】

[助成総額：30万円] 1団体あたり、5万円から20万円

[採択予定件数] 2から4件程度

※申請額は万円単位とします。

【6、申請方法】

(1) 提出書類

所定の「いのちの里京都村応援基金 第2回助成金申請書」に必要事項をご記入のうえ、京都地域創造基金まで郵送もしくはご持参ください。ファックスや電子メールでの申請は受理できません。

※必要に応じて下記資料を添付してください。

- パンフレットやリーフレット等団体の概要や過去の活動内容がわかる資料
- 助成申請事業の参考資料（写真、新聞記事等）
- 複数の団体による共同事業の場合、構成団体を示す資料

(2) 提出先

公益財団法人京都地域創造基金

〒602-0862 京都市上京区河原町通丸太町上る出水町 284 番地

【7、申請受付期間】

2018年4月2日（火）から5月31日（木）17時必着

【8、選考方法】

(1) 事業内容のヒアリングの実施

京都地域創造基金の事務局職員から、申請事業の追加情報を電話にてお伺いする場合があります。

(2) 選考会の開催

京都地域創造基金が設置する助成褒賞選考委員会による選考会で、申請書類とヒアリングの情報をもとに合議の上で結果を決定します。選考会の審査によって、団体の申請額より助成金額が変更される場合があります。

(3) 助成の可否

選考後に文書で、各団体に結果を通知します。結果は、京都地域創造基金のホームページでも公表します。

【9、選考の視点】

本助成の選考においては、次の5点を考慮して選考をすすめます。

- a. 応募書類はすべてそろっているか、記入もれ・添付もれがないか
- b. 申請事業が本助成の趣旨や条件に合致しているか（集落活性化への貢献度、都市農村間における交流度等）
- c. 本助成活用の意義はあるか〈他の財源（寄付・会費・事業収入等）では不可能か〉
- d. 実施団体の日頃の活動に、十分な公益性があるか
- e. 申請事業の実施に、特に下記の点で社会的な意義があるか
 - 先駆性（取り組む課題が広く知られておらず、行政や企業のサービスが十分でない課題への活動であること）
 - 必要性（地域の課題を的確に捉え、将来においても共感が得られること）

- 実現可能性（計画・予算ともに妥当かつ具体的で、人的資源があり、成果を挙げられること）
- 継続性（本助成期間終了後も、持続的な成長が見込めること）

【10、助成金の助成方法】

(1) 前払い

団体の希望に応じて事業開始以降に、助成決定額を全額、団体の指定口座に前払いします。前払いを希望する団体は、助成決定後に所定の「前払い申請書」を提出してください。

(2) 精算払い

助成事業の終了後2ヶ月以内に事業報告書を提出していただいた上で、助成決定額を上限として事業実施に使用した支出額を助成します。

※前払いを実施した団体で、事業終了後の精算額が助成決定額より下回った場合、差額を返還していただきます。

※助成対象とならない経費については、助成金の支払いはできません。

【11、助成事業の実績報告】

(1) 事業終了後2ヶ月以内に、所定の事業報告書を郵送もしくは持参により京都地域創造基金まで提出してください。

※参考資料として、事業実施状況のわかる写真や作成したチラシなどの印刷物、新聞記事なども添付してください。

(2) 事業報告書を提出した後、2019年8月開催予定の事業報告会に出席していただきたく存じます。（対象団体には別途、連絡致します。）

(3) 助成金の財源となる寄付をしてくださった寄付者の方々をはじめ、社会に対して、事業で得られた成果を広く伝えるため、京都地域創造基金のホームページで成果を報告させていただきます。また、新聞やテレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果などの情報を提供する場合があります。

【12、助成決定事業の事業内容変更や中止】

(1) 事業内容の変更や中止

助成決定事業を途中で変更もしくは中止する場合、所定の書類を提出し、京都地域創造基金の承認を事前に受けることが必要です。

(2) 助成申請の取り下げ

助成決定事業の助成金受取を取り下げる場合、京都地域創造基金に相談の上、所定の書類を提出してください。

【13、助成金の返還や関係書類の保存など】

助成金の財源は、市民や企業の方々からの寄付金です。以下についてご理解をお願いします。

- (1) 法令や条例、規則などに違反した場合、助成金を目的外に使用した場合は是正措置を求めます。改善されない場合、助成決定の取消や助成金の返還を求めることになります。
- (2) 助成金を交付された団体は、助成金に関わる収支の証拠書類（領収書など）を整理し、いつでも閲覧できるようにしておいてください。証拠書類は事業実施年度の終了後、10年間の保存が必要です。

□個人情報の取り扱いについて

ご提出およびご記入いただいた資料によって取得した個人情報は、当該助成金の選考や運営、情報開示の目的で、京都地域創造基金事務局及び選考委員会が使用し、適切に保護、管理ならびに廃棄いたします。

□助成金申請に関するご相談、お問い合わせ先

公益財団法人京都地域創造基金

〒602-0862

京都市上京区河原町通

丸太町上る出水町284番地

TEL：075-257-7883

（平日9：00～17：30）

ファックス：075-257-7884

E-mail：office@plus-social.jp

ホームページ：<http://plus-social.jp/>



□社会的認証『きょうえん認証』に関するお問い合わせ先

特定非営利活動法人きょうとNPOセンター認証専用窓口

TEL：075-744-0944

（平日10：00～19：00）

E-mail：portal@npo-net.or.jp

ホームページ：<http://kyo-en.canpan.info/>